

令和4年第1回龍ヶ崎市議会臨時会を開会(1/25) コロナ対策関連で補正予算13億7,401万8千円を提案

龍ヶ崎市では、令和4年1月18日(火)、令和4年第1回龍ヶ崎市議会臨時会の招集告示を行いましたのでお知らせします。

- 開会日時 令和4年1月25日(火)午前10時
- 場所 龍ヶ崎市役所本庁舎5階議場(所在地：龍ヶ崎市3710番地)
- 付議事件
 - (1)令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第13号)
 - (2)専決処分の承認を求めることについて(令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第12号))
 - (3)専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)
 - (4)専決処分の報告について(和解に関することについて)

■付議事件(1)令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第13号)の概要

会計	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	28,279,697千円	1,374,018千円	29,653,715千円

【令和3年度補正予算(第13号)に計上した事業】

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 884,151千円【担当課：生活支援課】

●新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面する方々が、速やかに生活の支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給。

【対象者】

- ① 基準日(令和3年12月10日)に世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【給付額】1世帯当たり10万円

【支給方法】

- ①の方：市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付。内容を確認のうえ市に返信し、市が確認した後、口座に振り込み
- ②の方：申請が必要。申請書に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類を添付して直接または郵送で提出

【申請等】

- ①の方：1月31日(月)に確認書を送付予定
- ②の方：申請受付は2月中旬から9月30日(金)まで

【財源】国庫補助10/10

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 340,000千円【担当課：こども家庭課】

●長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対して給付金を支給。申請不要の以下対象者①は、専決処分により予算調製し、令和3年12月24日に「プッシュ型」で、現金10万円を一括給付済。今回の補正予算は、それ以外の申請が必要となる高校生、新生児等を対象として予算調製するもの。

【対象者】

- ① 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童(12/24支給済)
- ② 令和3年9月30日時点で高校生年齢(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童

※保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合

③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

④ 令和4年4月1日に生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児) ※市単独事業【給付額】対象者1人につき10万円

【支給方法】申請書を提出後、指定する口座に振り込み

【財源】国庫補助10/10 ※対象者④は一般財源

○保育士等処遇改善臨時特例事業 43,992千円【担当課:こども家庭課】

●保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる。

【対象施設・事業所】

特定教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)

特定地域型保育事業所(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)

【対象者】対象施設に勤務する職員(※法人役員を兼務する施設長等は対象外。)

【実施要件】

① 令和4年2月から基本給または決まって毎月支払われる手当により、職員に対する賃金改善を実施

② 賃金改善計画書及び賃金改善実施報告書を提出

【対象期間】令和4年2月～9月分※10月以降は、公定価格の見直しにより同様の措置を講じる

【財源】国庫補助10/10

○ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金給付事業(県補助分)67,205千円・(単独分)

38,670千円【担当課:こども家庭課】

●新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなど低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を考慮し、給付金を支給。

【対象者】

① 令和4年1月分の児童扶養手当受給者

② 公的年金等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方

【給付額】

児童1人当たり8万円(県補助分5万円に市単独分3万円を上乗せ)

【支給方法】

①の方:令和4年3月中に令和4年1月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み

②・③の方:申請が必要。申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに直接または郵送で提出

【申請受付】令和4年3月上旬から令和4年4月28日まで

【財源】県補助分:県補助10/10 市単独分:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

担当課	<p>■臨時会招集告示に関すること 龍ヶ崎市 総務部 法制総務課 政策法務係 担当者:小林(こばやし) 連絡先:0297-60-1513(直通)</p> <p>■補正予算に関すること 龍ヶ崎市 総務部 財政課 財政グループ 担当者:木村(きむら) 連絡先:0297-60-1517(直通)</p>
-----	--